(財)機能水研究振興財団からの要望と該当する食品・添加物等の規格基準等の抜粋

<要望事項>

生食用鮮魚介類の成分規格、加工基準および保存基準に関する省令(食品、添加物等の規格基準 第一 食品 D)の、2 生食用魚介類の加工基準の(5)において以下のように規定されている。すなわち、「(5)(4)の処理を行った鮮魚介類の加工は、その処理を行った場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学合成品たる添加物(次亜塩素酸ナトリウムを除く。)を使用してはならない。」

この規定に関連して、次亜塩素酸ナトリウム希釈液と化学的に同類である次亜塩素酸水も使用できることを認めてくださるよう要望します。

<食品・添加物等の規格基準等の抜粋>

- 〇 生食用鮮魚介類
 - 1 生食用鮮魚介類(切り身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。)に限る。以下この項において同じ。)の成分規格≪略≫
 - 2 生食用鮮魚介類の加工基準
 - (1)加工に使用する水は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水を使用しなければならない。
 - (2)原料用鮮魚介類は、鮮度が良好なものでなければならない。
 - (3)原料用鮮魚介類が凍結されたものである場合は、その解凍は、衛生的な場所で行うか、 又は清潔な水槽中で飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工 海水を用い、十分に換水しながら行わなければならない。
 - (4)原料用鮮魚介類は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水で十分に洗浄し、製品を汚染するおそれのあるものを除去しなければならない。
 - (5)(4)の処理を行つた鮮魚介類の加工は、その処理を行つた場所以外の衛生的な場所 で行わなければならない。また、その加工に当たつては、化学的合成品たる添加物 (次亜塩素酸ナトリウムを除く。)を使用してはならない。
 - (6)加工に使用する器具は、洗浄及び消毒が容易なものでなければならない。また、その 使用に当たつては、洗浄した上、消毒しなければならない。
 - 3 生食用鮮魚介類の保存基準≪略≫

- 〇 生食用かき
 - 1 生食用かきの成分規格

≪略≫

- 2 生食用かきの加工基準
- (1)原料用かきは、海水 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海域で採取されたものであるか、又はそれ以外の海域で採取されたものであつて 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海水又は塩分濃度 3%の人工塩水を用い、かつ、当該海水若しくは人工塩水を随時換え、又は殺菌しながら浄化したものでなければならない。

≪略≫

- (2)原料用かきを一時水中で貯蔵する場合は、100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の 海水又は塩分濃度 3%の人工塩水を用い、かつ、当該海水若しくは人工塩水を随時 換え、又は殺菌しながら貯蔵しなければならない。
- (3)原料用かきは、水揚げ後速やかに衛生的な水で十分洗浄しなければならない。
- (4)生食用かきの加工は、衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当た つては、化学的合成品たる添加物(次亜塩素酸ナトリウムを除く。)を使用してはなら ない。
- (5)むき身作業に使用する水は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水を使用しなければならない。
- (6)むき身作業に使用する器具は、洗浄及び殺菌が容易なものでなければならない。またその使用に当たつては洗浄した上殺菌しなければならない。
- (7)むき身容器は、洗浄及び殺菌が容易な金属、合成樹脂等でできた不滲透性のものでなければならない。またその使用に当たつては、専用とし、かつ、洗浄した上殺菌しなければならない。
- (8)むき身は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水で十分洗浄しなければならない。
- (9)生食用冷凍かきにあつては、加工後速やかに凍結させなければならない。
- (10) 生食用かきの加工中に生じたかきがらについては、当該加工を行う場所の衛生を保つため速やかに他の場所に搬出する等の処理を行わなければならない。
- 3 生食用かきの保存基準

≪略≫

〇冷凍食品

1 冷凍食品(製造し,又は加工した食品(清涼飲料水,食肉製品,鯨肉製品,魚肉ねり製品,ゆでだこ及びゆでがにを除く。以下この項において同じ。)及び切り身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。以下この項において同じ。)を凍結させたものであつて、容器包装に入れられたものに限る。以下この項において同じ。)の成分規格。

- (1)≪略≫
- (2)≪略≫
- (3)≪略≫
- (4)生食用冷凍鮮魚介類(冷凍食品のうち切り身又はむき身にした鮮魚介類であつて,生食用のものを凍結させたものをいう。以下この項において同じ。)は,細菌数(生菌数)が検体1gにつき100,000以下であり,かつ,大腸菌群が陰性であつて,腸炎ビブリオ最確数が100以下でなければならない。≪略≫
- 2 冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。)の加工基準
- (1)原料用鮮魚介類は、鮮度が良好なものでなければならない。
- (2)加工に使用する水は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水を使用しなければならない。
- (3)原料用鮮魚介類が凍結されたものである場合は、その解凍は、衛生的な場所で行うか、 又は清潔な水槽中で飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海 水を用い、かつ、十分に換水しながら行わなければならない。
- (4)原料用鮮魚介類は、飲用適の水、殺菌した海水又は飲用適の水を使用した人工海水で十分に洗浄し、製品を汚染するおそれのあるものを除去しなければならない。
- (5)(4)の処理を行つた鮮魚介類の加工は、その処理を行つた場所以外の衛生的な場所 で行わなければならない。また、その加工に当たつては、化学的合成品たる添加物 (次亜塩素酸ナトリウムを除く。)を使用してはならない。
- (6)加工に使用する器具は、洗浄及び殺菌が容易なものでなければならない。また、その 使用に当たつては、洗浄した上殺菌しなければならない。
- (7)加工した生食用鮮魚介類は、加工後速やかに凍結させなければならない。
- 3 冷凍食品の保存基準

≪略≫